ねじガス栓	Ⅰ型形状のもの	1	13,000
		1　1／4	21,000
		1　1／2	29,000
		2	47,000
	ドレン抜き一体型	出口側1／2	4,100
		出口側3／4	4,400
可とう管ガス栓		1／2	2,000
		3／4	4,000
		1	6,000
ホースガス栓	10KW用器具		500
	15KW用器具		700

㈱　Ⅰ型形状以外のねじガス栓（ドレン抜き一体型を除く。）の流量は、設計流量値以上とする。

別表第二ガス栓の項技術上の基準の欄34中「使用上の注意事項」の下に「（過流出安全機構を有するものに限る。）」を加える。

別表第二調整器の項技術上の基準の欄1㈡を次のように改める。

㈡　日本工業規格Z2371（2000）塩水噴霧試験方法の3. 装置に定める規格に適合する装置を用い、9. 噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧試験室において、7. 2. 1中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を24時間以上噴霧した後、16. 判定方法ａ）面積法に定める規格に適合する方法により判定を行つたとき、腐食がないか又はレイティングナンバ9. 8の腐食面積率であること。

別表第二調整器の項技術上の基準の欄7ハ㈠イ中「日本工業規格B0203（1982）管用テーパねじ」を「日本工業規格B0203（1999）管用テーパねじ」に改め、同欄ハ㈠ロを次のように改める。

ロ　日本工業規格B0205―4（2001）一般用メートルねじ―第4部：基準寸法及び日本工業規格B0209―2（2001）一般用メートルねじ―公差―第2部：一般用おねじ及びめねじの許容限界寸法―中（はめあい区分）に定める規格に適合するねじであること。

別表第二調整器の項技術上の基準の欄7㈠ハを削り、同欄7㈠ニ㈣中「日本工業規格B8245(1994)液化石油ガス容器用弁に定めるガス充てん口の」を「日本工業規格B8245（2004）液化石油ガス容器用弁の5. 2ガス充てん口に定める」に改め、同欄ハ㈠中ニをハとする。

別表第二調整器の項技術上の基準の欄7㈡を次のように改める。

㈡　フランジにより接続するものであつて、二段減圧式分離型二次用調整器にあつては、次に掲げるイからニまでのいずれかの基準、その他の調整器にあつては、ハ又はニの基準に適合するフランジ若しくはこれらと同等以上のフランジであること。

イ　日本工業規格B2220（2004）鋼製管フランジの付表5呼び圧力10Kフランジの寸法又は付表6呼び圧力10K薄型フランジの寸法に定める規格に適合するフランジであること。

ロ　日本工業規格B2239（2004）鋳鉄製管フランジの付表2呼び圧力10Kフランジの寸法に定める規格に適合するフランジであること。

ハ　日本工業規格B2220（2004）鋼製管フランジの付表8呼び圧力20Kフランジの寸法に定める規格に適合するフランジであること。

ニ　日本工業規格B2239（2004）鋳鉄製管フランジの付表5呼び圧力20Kフランジの寸法に定める規格に適合するフランジであること。

別表第二調整器の項技術上の基準の欄8㈠ロを次のように改める。

ロ　フランジにより接続するものにあつては、㈠又は㈡に掲げる基準に適合するフランジ若しくはこれらと同等以上のフランジであること。

㈠　日本工業規格B2220（2004）鋼製管フランジの付表4呼び圧力5Kフランジの寸法又は付表5呼び圧力10Kフランジの寸法に定める規格に適合するフランジであること。

㈡　日本工業規格B2239（2004）鋳鉄製管フランジの付表1呼び圧力5Kフランジの寸法又は付表2呼び圧力10Kフランジの寸法に定める規格に適合するフランジであること。

別表第二調整器の項技術上の基準の欄8㈠ハ中「日本工業規格B2301（1995）ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の付表17ユニオン」を「日本工業規格B2301（2004）ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の付表19Ⅰ形のユニオン」に改める。

別表第二一般ガスバーナーの項技術上の基準の欄2中「日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2」を「日本工業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5」に改め、同欄13㈣中「日本工業規格C9730―1（2004）家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置及び日本工業規格C9730―2―9（2004）家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置」を「日本工業規格C9730―1（2010）家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置及び日本工業規格C9730―2―9（2010）家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置」に改め、同欄18㈡イ中「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1. ガス閉止弁」を「日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）」に改め、同欄18㈡ロ中「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2. 点火ユニット」を「日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）」に改め、同欄18㈡ハ中「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3. 器具ガバナー」を「日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナ」に改める。

別表第二開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器の項技術上の基準の欄2中「日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2」を「日本工業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5」に改め、同欄21㈡イ中「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1. ガス閉止弁」を「日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）」に改め、同欄21㈡ロ中「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2. 点火ユニット」を「日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）」に改め、同欄21㈡ハ中「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3. 器具ガバナー」を「日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナ」に改め、同欄23中「日本工業規格B0203（1982）管用テーパねじ」を「日本工業規格B0203（1999）管用テーパねじ」に改める。

別表第二高圧ホースの項技術上の基準の欄1㈡イ中「日本工業規格K6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7. 10ゴム層の引張試験」を「日本工業規格K6251（2010）加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―引張特性の求め方」に改め、同欄1㈡ロ中「日本工業規格K6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7. 11ゴム層の老化試験」を「日本工業規格K6257（2010）加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―熱老化特性の求め方の4. 3試験方法に定める促進老化試験A法（ＡＡ―2）」に改め、同欄1㈢中「日本工業規格K6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7. 5オゾン劣化試験」を「日本工業規格K6347―1（2003）液化石油ガス用ゴムホース（ＬＰＧホース）―第1部：自動車、一般設備及び一般家庭用の8. 5外面層の静的オゾン劣化試験」に改め、同欄1㈣中「日本工業規格K6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7. 6ガス透過試験⑴高圧ホースのガス透過試験」を「日本工業規格K6347―1（2003）液化石油ガス用ゴムホース（ＬＰＧホース）―第1部：自動車、一般設備及び一般家庭用の8. 6. 1高圧ホースのガス透過試験」に改め、同欄3㈠を次のように改める。